

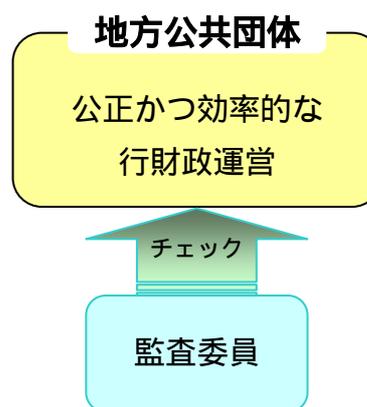
監査委員の制度とは？

1 監査委員

監査委員は、監査を行うために地方自治法に基づいて設置されている**独任制の機関**です。

監査委員は、**人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て、長（知事や市町村長）が選任**します。

東京都の監査委員は、識見選任委員が2名、議員選任委員が2名の計4名で構成されています。



監査委員の立場

監査委員は、独任制の機関です。

これは、それぞれの監査委員が、独立して職権を行使する、ということを意味します。

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会といった他の行政委員会と違って、委員会制をとっていないため、監査委員を対外的に代表する委員長は置かれていません。

監査委員は、地方公共団体の事務が適正に行われているかをチェックし、住民や議会等にその情報を提供します。

そのため、**監査委員は、独立の執行機関として、公正不偏の立場から監査を実施**します。

監査委員室は、都庁第一本庁舎の北塔の40階にあります。



監査委員室

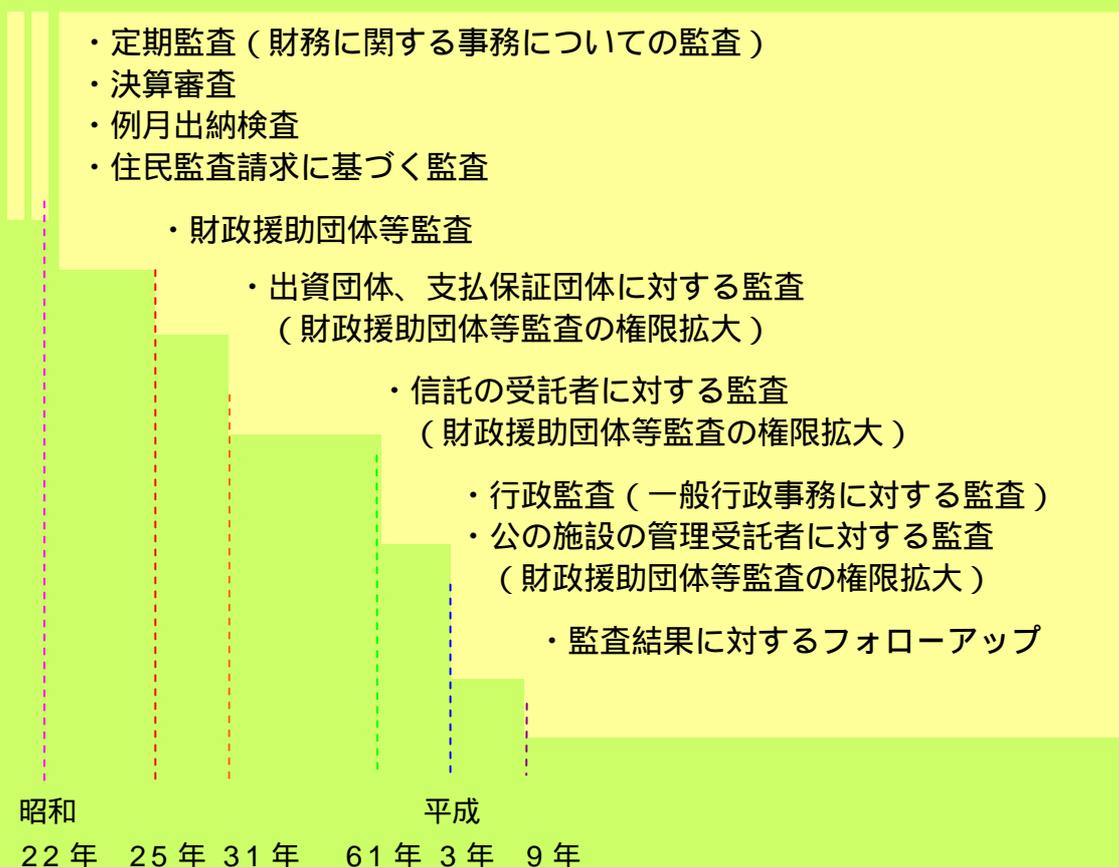
職務権限の拡大

監査委員制度発足当初は、その職務権限は、定期監査（東京都では「定例監査」として実施しているものです。） 決算審査、例月出納検査及び住民監査請求に基づく監査に当たるものに止まっていた。

しかし、**地方公共団体の事務事業が複雑になるに従って、監査委員のチェック機能の充実強化が求められるようになりました。**

地方自治法改正の中で、監査委員制度の改正も数回行われましたが、**監査委員の職務権限は、一貫して拡大が図られてきており、現在に至っています。**

（図）「職務権限の拡大」の移り変わり



2 監査委員の権限

監査委員は、地方自治法等に基づいて、次のような監査を行っています。

定例監査（法第199条第1項、第2項及び第4項）……	毎年1回以上実施
行政監査（法第199条第2項（必要に応じ第7項））	} 監査委員が必要と認めるとき （東京都では随時監査以外は毎年実施）
工事監査（法第199条第1項及び第5項）	
財政援助団体等監査（法第199条第7項）	
随時監査（法第199条第1項及び第5項）	
例月出納検査（法第235条の2第1項）……	毎月実施
決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）	} 毎年度1回実施
基金運用状況審査（法第241条第5項）	
住民監査請求に基づく監査（法第242条）……	請求があったとき

これらのほかにも、監査委員の職務権限に属するものとして、次のものがあります。

職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項、地方公営企業法第34条）
一定数の選挙権を有する者（総数の50分の1以上）の請求に基づく監査（法第75条）
議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）
知事の要求に基づく監査（法第199条第6項）
指定金融機関等の監査（法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2）

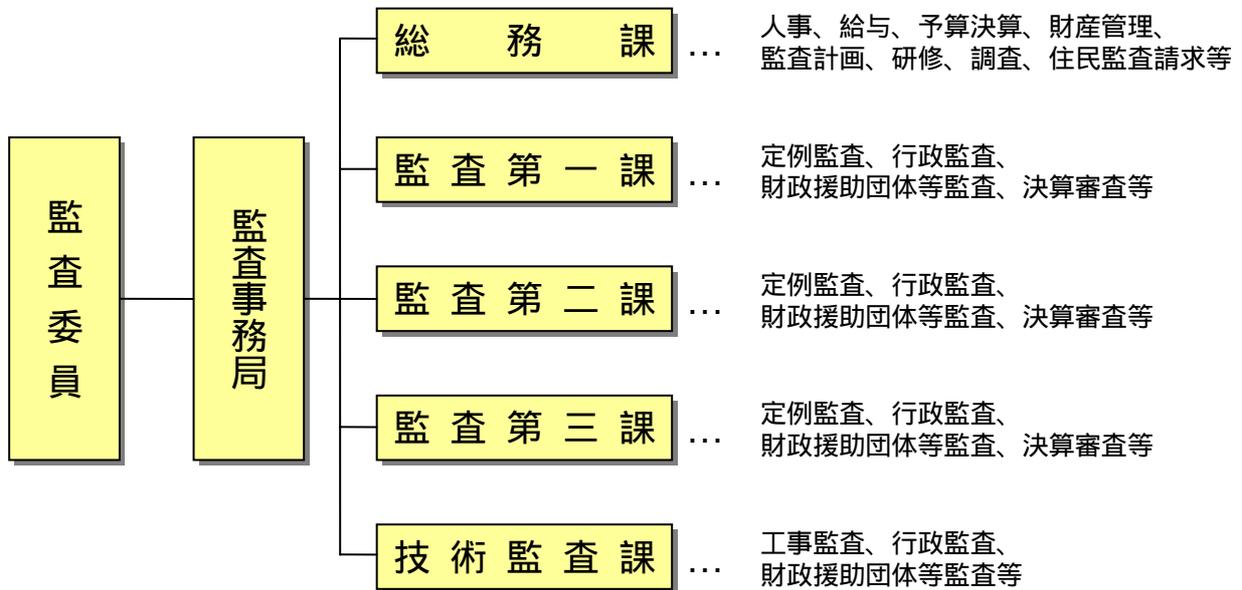
また、監査に付随する権限等として、次のものがあります。

都の組織及び運営の合理化に資する意見の提出（法第199条第10項）
関係人調査・学識経験者意見聴取（法第199条第8項）
議会から送付された請願の処理（法第125条）
監査の結果に基づき、又は参考にして知事等関係機関が講じた措置の通知の公表
（法第199条第12項）
出納長等が行う指定金融機関等検査結果の報告請求
（法施行令第168条の4第3項、地方公営企業法施行令第22条の5第3項）

3 監査事務局 (平成18年4月1日現在)

東京都では、**監査委員の補助機関**として**監査事務局**が設置されています。
現在の組織及び事務分掌は、以下のとおりです。

職員定数91名(現員90名)で職務に当たっています。



監査事務局のホームページ

東京都監査事務局では、監査の結果について報告書を作成するとともに、ホームページに掲載しています。

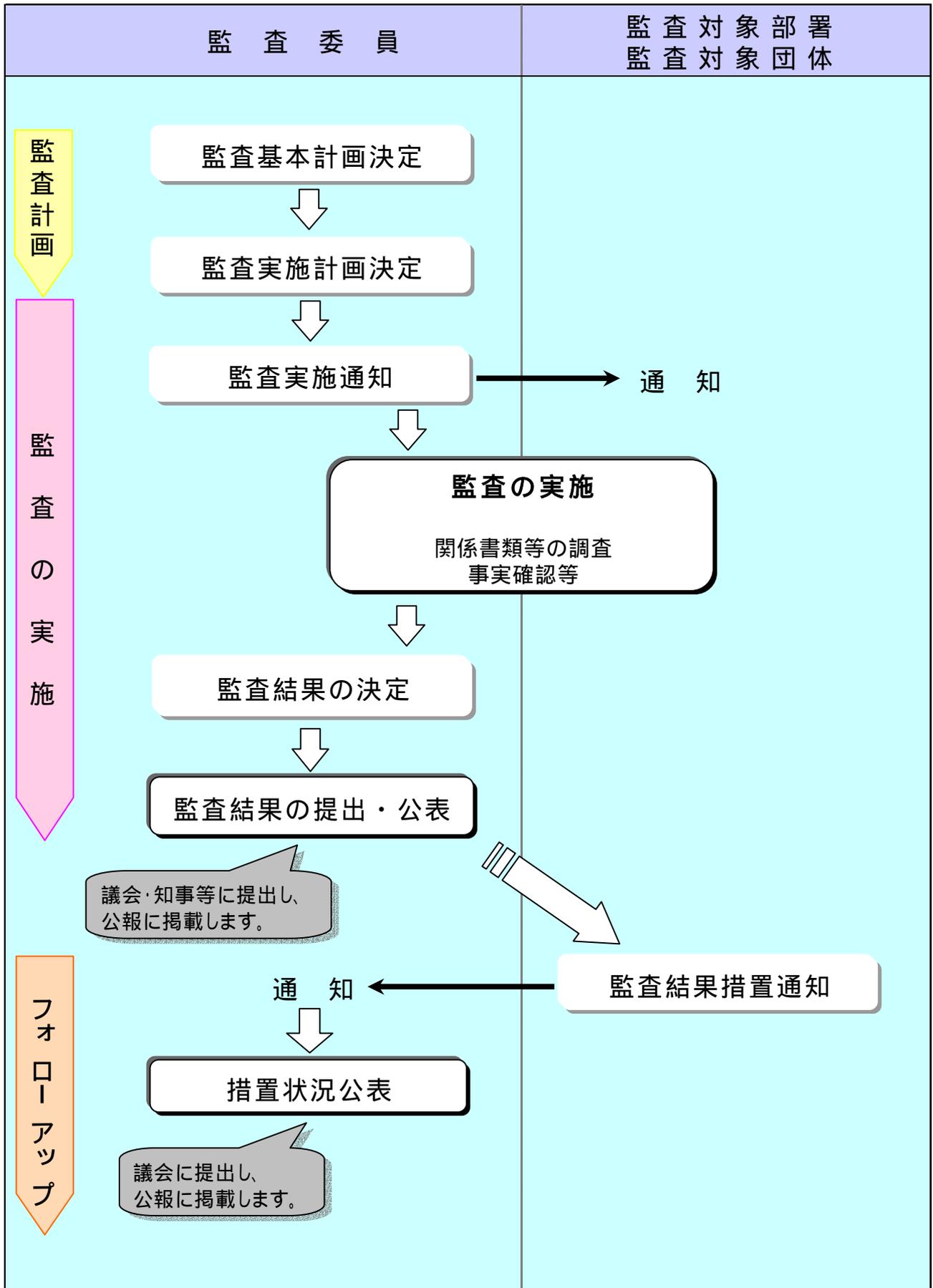
ホームページでは、**各種監査報告書や監査結果に基づいて知事等が講じた改善措置の全文が見られるほか、監査の実施計画、監査Q&Aなどが掲載されています。**ぜひ、ご覧下さい。

<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>

都民情報ルーム(都庁第一庁舎3階)や都立図書館でもご覧になれます



監査事務の流れ



住民監査請求事務の流れ

